

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	宮崎市 身体障がい者手帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宮崎市は、身体障がい者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

宮崎市長

公表日

令和5年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障がい者手帳に関する事務
②事務の概要	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者福祉法に基づき、身体障がい者手帳に関する事務を行う。
③システムの名称	総合福祉保健システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障がい者手帳台帳管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条(利用の範囲)別表第一第11項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。) [情報提供の根拠] ・別表第二 (10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項) ・別表第二主務省令 (第9条、第11条、第12条、第12条の2、第14条、第20条、第21条、第22条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2) [情報照会の根拠] なし(情報提供ネットワークによる情報照会は行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宮崎市福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宮崎市市民情報センター(市役所本庁舎3階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宮崎市福祉部障がい福祉課(市役所本庁舎1階) 〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号 電話番号0985-21-1772

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査
		[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

麥更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 開通情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2)法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】(16.27.28.31.54.55.56-25.77.79.106.116の項)	【別表第二における情報提供の根拠】(10.14.16.20.27.28.31.53.54.55.56の2.57.77.89.106.116の項)	事前	
平成28年4月1日	I 開通情報 5. 評価実施機関における担当部署 2)所属長	課長 岩切 雄輝	課長 小松 良二	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日 時点	平成28年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成28年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成28年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	I 開通情報 5. 評価実施機関における担当部署 2)所属長	課長 小松 良二	課長 増田 浩一郎	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年3月31日 時点	平成29年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成29年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 開通情報 3. 個番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 法令第27号、以下「番号法」という。第9条 「番号法第9条第1項の規定による個人情報の取扱い 並びに別表第一の11の項による個人情報を取扱う 個人を登録するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令」(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)。以下「別表第一主務省令」とい う。)	【個人情報保護法第17条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第一の11の項による個人情報を取扱う 個人を登録するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令】(平成26年5月13日内閣府・総務省令第31号)。以下「別表第一主務省令」とい う。)	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	I 開通情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 2)法令上の根拠	【別表第二における情報提供の根拠】(10.14.16.20.27.28.31.53.54.55.56の2.57.77.89.106.116の項)	【別表第二における情報提供の根拠】(10.14.16.16の2.20.27.28.31.54.55.56の2.57.79.85の2.106.108.116の項)	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日 時点	平成30年3月31日 時点	事後	重要な変更事項でないため
平成30年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 開通情報 5. 評価実施機関における担当部署 2)所属長の役職名	課長 増田 浩一郎	課長	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年4月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和1年6月27日	I 開通情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 2)法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・別表第二 （14. 16. 20. 27. 31. 54. 55. 56の2. 57. 79. 85の2. 106. 108. 116の項） 別表第一の主務省令 （第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条の2）	【情報提供の根拠】 ・別表第二 （10. 14. 16. 16の2. 20. 27. 28. 31. 54. 55. 56の2. 57. 79. 85の2. 106. 108. 116の項） 別表第一の主務省令 （第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2）	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	I 開通情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 2)法令上の根拠	【番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第一の11の項による個人情報を取扱う 個人を登録するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令】(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」とい う。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二 （10. 14. 16. 16の2. 20. 27. 28. 31. 54. 55. 56の2. 57. 79. 85の2. 106. 108. 116の項） 別表第一の主務省令 （第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2） 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークによる情報照会は行 わない)	【番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第一の11の項による個人情報を取扱う 個人を登録するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令】(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」とい う。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二 （10. 14. 16. 16の2. 20. 27. 28. 31. 53. 54. 55. 56の2. 57. 79. 85の2. 106. 108. 116の項） 別表第一の主務省令 （第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2） 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークによる情報照会は行 わない)	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和2年10月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和3年9月1日	I 開通情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる連携 2)法令上の根拠	【番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第一の11の項による個人情報を取扱う 個人を登録するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令】(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」とい う。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二 （10. 14. 16. 16の2. 20. 27. 28. 31. 53. 54. 55. 56の2. 57. 79. 85の2. 106. 108. 116の項） 別表第一の主務省令 （第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2） 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークによる情報照会は行 わない)	【番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第一の11の項による個人情報を取扱う 個人を登録するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令】(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)。以下「別表第二主務省令」とい う。) 【情報提供の根拠】 ・別表第二 （10. 14. 16. 16の2. 20. 27. 28. 31. 53. 54. 55. 56の2. 57. 79. 85の2. 106. 108. 116の項） 別表第一の主務省令 （第9条、第11条、第12条、第14条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第31条、第42条、第43条の4、第53条、第55条、第59条の2） 【情報照会の根拠】 なし(情報提供ネットワークによる情報照会は行 わない)	事後	重要な変更事項でないため
令和4年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更事項でないため
令和4年4月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	重要な変更事項でないため